

湧別町空き家賃貸住宅化支援事業補助金

町内の賃貸住宅を確保するとともに良好な住環境の整備を推進するため、空き家を賃貸住宅に転用するための改修工事などを支援します。

1. 申請期間

令和5年4月3日(月) から 令和6年1月31日(水) まで

- ※申請は、随時受付し、申請があったものから順に交付決定を行います。
- ※予算が無くなった時点で申請の受け付けを終了します。

2. 補助の対象となる事業と補助金額

補助の対象になる事業と補助金額は、次のとおりです。

(1) 対象事業

空き家を賃貸住宅として活用するための、①空き家の取得 と ②改修工事※1、2
空き家1戸につき、補助上限額 100万円※3（対象経費の4分の1）

※1 台所、水洗トイレ及び浴室が備わっていない場合、それらを備える工事が必要です。

※2 浄化槽、公共下水道のどちらにも接続されていない場合、接続する工事が必要です。

※3 町外業者で改修工事を施工した場合や空き家の取得のみの場合は、50万円になります。

3. 補助の対象となる改修工事

補助の対象になる改修工事は、次のとおりです。

(1) 増減改築工事

住宅の床面積を増減する工事、住宅部分の一部を壊し改めて住宅部分を建築する工事

(2) 耐久性を高める工事

基礎や内外壁、屋根、天井、床の修繕工事、塗装工事 ほか

(3) 安全性、防火性を高める工事

基礎などの補強工事、耐震補強工事、防火構造工事、防火・換気設備工事 ほか

(4) 居住性を高める工事

間取り変更、窓等の開口部設置工事、台所、浴室、便所の取替え・設置工事、建具の取替工事、断熱・遮音工事 ほか

※給排水管の敷設・修繕や給湯・暖房機具などの構造上、建物の一部と認められないものの取替え・設置は、対象になりません。

4. 補助の対象となる空き家

次の要件すべてに該当する空き家が対象になります。

- (1) 湧別町内に所在している一戸建ての居住用の建物
- (2) 6カ月以上使用されない（居住者がいない）状態の空き家

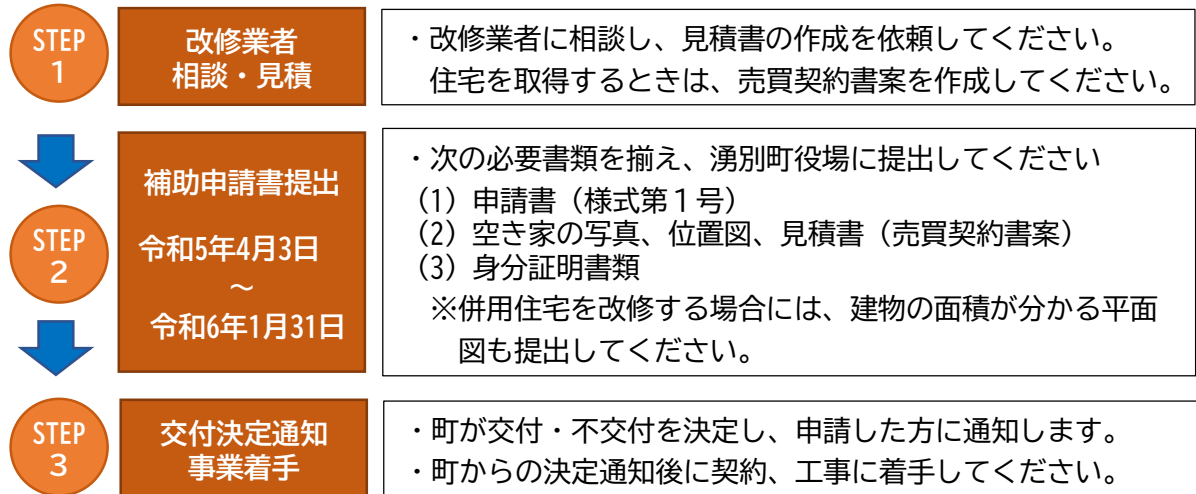
5. 補助の対象となる方

次の要件すべてに該当する方が対象となります。

- (1) 空き家を所有している方、または所有しようとする方（個人、法人問いません。）
- (2) 町税や町へ納付する使用料等に滞納がない方
- (3) 暴力団員でない方
- (4) 宗教法人でない方
- (5) 空き家を10年以上賃貸住宅として貸し出し、管理できる方

※整備した賃貸住宅を2親等以内に貸し出す方は、対象になりません。

6. 交付申請の流れ



※補助金は、事業完了後（費用の支払い完了後）に実績報告書を提出していただき、町で内容を確認してからの支払いになります。

※補助金を町から直接、改修工事を施工した事業者を支払うこともできます。代理受領を希望する方は、補助申請書に委任状（様式第2号）を付けて提出してください。

7. 制度に関する注意事項

補助制度の利用に当たっては、次の事項にご注意ください。

- 賃貸住宅として元々管理されていた住宅は、賃貸住宅化の補助金の対象になりません。
- 補助金を活用して整備した賃貸住宅は、事業が完了してから10年以上、賃貸住宅として管理する必要があります。
また、毎年、賃貸住宅の入居状況などについて、町に報告する必要があります。
- 補助金を受けてから10年が経過する前に、売却や取壊しを行った場合や賃貸住宅としての管理をしなくなった場合には、受け取った補助金の全額または一部を返還していただきます。

8. 申請書等の提出・お問い合わせ先

湧別町 企画財政課 未来づくりグループ（TEL：01586-2-5862）

〒099-6592 紋別郡湧別町上湧別屯田市街地318番地

湧別町公式ホームページ：『湧別町 賃貸住宅化』で検索 ⇒ ⇒ ⇒